

あなたの身近な

民生児童委員

民生児童委員のマーク



幸せの芽生えを示す四葉のクローバーをバックに民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ、平和のシンボルである鳩をかたどっています。

発行：令和6年12月1日

発行元：豊明市民生児童委員協議会



◎民生児童委員をご存知ですか？

民生委員法で配置を定められており、豊明市では現在**99名**が民生児童委員として活動しています。（うち6名が児童専門の主任児童委員です。）

◎民生児童委員の立場は？

厚生労働大臣から委嘱を受けた**非常勤特別職の地方公務員**となります。
民生児童委員には民生委員法により個人情報等の守秘義務が課せられていますので内容等の秘密は守られます。



◎民生児童委員って何をしているの？

地域住民の相談相手となり、行政や関係機関への**つなぎ役**として日々活動しています。

主にこんなことを行っています。

- ◇ 福祉や生活上の相談・支援活動
- ◇ 社会福祉協議会事業への協力
- ◇ 児童・青少年の健全育成活動
- ◇ 高齢者や障がいのある方への訪問活動
- ◇ 行政機関などからの依頼による現状確認
- ◇ 地域の各種行事への参加協力
- ◇ 月1回の定例会、専門部会、各研修等



◎任期・定年等…

任期は3年間（再任可）で、定年は75歳となります。ただし、地域の実情により75歳未満の方の選出が困難な場合は、現職の方に限り1回だけ再任ができます。

◎活動に係る費用…

民生児童委員活動に係る費用として、各個人へ月9,000円（年度で108,000円）が支給されます。その他各地区、各部会、また研修等への参加に係る費用は別途支給されます。